

「水上バイク航行の適正化(和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例の改正)」案  
 に対する意見結果とそれに対する県の考え方

【募集期間】令和4年3月18日(金)から令和4年4月18日(月)まで

【募集結果】10名8件 ※類似した意見については、整理、要約したうえで記載しております。

No.	該当項目	御意見の概要	県の考え方
1	全般	水上オートバイが釣筏の付近を航行することにより、釣り道具が投入できない、騒音及び振動により魚が寄り付かない、筏が揺れることで利用者の安全面に不安がある等の問題が発生している。また、航行中に衝突のおそれがあったことから、水上オートバイの乗り入れを制限する条例の変更を要望する。	遊泳者等の安全の確保、遊泳者等利用施設の保護及び周辺の環境の保全を図るとともに、遊泳者等及び環境への著しい影響を防止するため、水上オートバイの乗り入れ又は航行を規制する水域については、市町村長の意見を聴取した上で、必要な範囲を指定し、規制することといたします。
2	全般	地先漁業権である定置網周辺を水上オートバイが航行することにより、漁獲の減少、操業時の危険(漁船との衝突)、遊泳者等との接触事故、施設の損傷の発生(おそれ)がある。また、航行による波や音等により、魚が網に接触するため病気や食欲不振による成長不漁を引き起こしているため、釣筏における釣果の不良にも繋がり、利用者が減少する。 水上オートバイの航行水域が限定されていないことで、人命に関わる事故の発生や漁業活動の妨げとなることから、漁港区域及び漁業権設定海域への水上オートバイの乗り入れを制限する条例の変更を要望する。	1番を参照願います。
3	全般	水上オートバイが、漁港及び漁港への航路上において無謀な航行を行うため、人身事故の発生のおそれがある。漁港区域及び漁業権海域への水上オートバイの乗り入れを制限する条例の変更を要望する。	1番を参照願います。
4	全般	水上オートバイによる無秩序な暴走行為が繰り返されることで、漁業被害、漁船との衝突、素潜り漁への人命の危険のおそれがあるため、漁港区域及び漁業権設定海域への水上バイクの乗り入れを禁止を要望する。	1番を参照願います。

No.	該当項目	御意見の概要	県の考え方
5	全般	漁港内で水上オートバイの往来があり、上架施設の電気・水道の無断使用、ごみの放棄等マナーが悪いため、立入禁止にして欲しい。	1番を参照願います。
6	全般	水上オートバイの海水浴場及び漁港内での走行禁止エリアの設定やマリナー及びマリナー入口付近での低速走行義務化、安全運転指導及び管理のため護岸での水上オートバイの無許可の上下架禁止を要望する。	1番を参照願います。
7	全般	河口付近や紀の川等で部活動の練習を行っているので、事故のないよう水上オートバイ等の許可や使用が明確になるように管理していただきたい。	県の管理外の水域については、それぞれの管理者に、適正に水上オートバイの利用がなされるよう働きかけてまいります。
8	航行禁止区域の指定	プレジャーボートが養殖生簀に衝突し破損したことがある。水上オートバイが高速で接近したことにより、釣り堀や屋形釣りの運営者とのトラブルが年に数回発生している。漁業従事者及び釣り客の安全性確保の観点から区画漁業権内を水上オートバイの規制水域に指定して欲しい。	1番を参照願います。